



熊本県公報

第11887号

平成22年3月5日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県庁舎等管理規則等の一部を改正する規則	(人事課)	2
告 示		
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室)	2
○熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更の許可	(市町村総室)	2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の休止	(障害者支援総室)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○保安林の指定に関する予定	(//)	5
○道路の区域変更	(道路保全課)	5
○道路の供用開始	(//)	5
○道路の供用開始	(//)	6
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課)	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	7
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定	(道路保全課)	7
公 告		
○道路の位置指定の公告	(建築課)	8
○土地改良区役員の新任及び就任	(農村計画・技術管理課)	8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(//)	10
○平成22年二級建築士試験実施公告	(//)	10
○平成22年木造建築士試験実施公告	(//)	11
○公共測量の実施	(監理課)	12
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	12
○換地処分通知書の公告	(農村整備課)	12
訓 令		
○熊本県職員の勤務時間に関する規程及び熊本県当直規程の一部を改正する訓令	(人事課)	13
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(私学文書課)	13
登 載 依 頼		
○熊本県エイズ対策会議の開催	(熊本県エイズ対策会議)	14
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会)	14
○菊池地域保健医療推進協議会の開催	(菊池地域保健医療推進協議会)	15
○宇城地域保健医療推進協議会の開催	(宇城地域保健医療推進協議会)	15
○熊本近代文学館協議会の開催	(熊本近代文学館協議会)	15
○菊池川河口域におけるハマグリ採捕制限	(熊本県内水面漁場管理委員会)	16

規 則

熊本県庁舎等管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県庁舎等管理規則等の一部を改正する規則

(熊本県庁舎等管理規則の一部改正)

第1条 熊本県庁舎等管理規則(昭和42年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「午後6時30分」を「午後6時15分」に改める。

(熊本県災害救助法施行細則の一部改正)

第2条 熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2その1超過勤務手当の欄中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(熊本県の執務時間に関する規則の一部改正)

第3条 熊本県の執務時間に関する規則(平成元年熊本県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

(熊本県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第4条 熊本県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所菜の花 天草市本渡町本渡845番地3	有限会社いずみ	平成22年3月1日

熊本県告示第227号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成22年2月19日付けで熊本県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を平成22年2月24日付けで許可した。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第228号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太寿園居宅介護支援センター 菊池郡大津町大字室1710番地 3	株式会社光進会介護	平成22年3月1日

熊本県告示第229号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太寿園デイサービス 菊池郡大津町大字室1710番地 3	株式会社光進会介護	平成22年3月1日

熊本県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太寿園デイサービス 菊池郡大津町大字室1710番地 3	株式会社光進会介護	平成22年3月1日

熊本県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター花水木 合志市御代志1873番地33	特定非営利活動法人花水 木福祉会	平成22年3月1日

熊本県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター花水木 合志市御代志1873番地33	特定非営利活動法人花水 木福祉会	平成22年3月1日

熊本県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太寿園訪問介護事業所 菊池郡大津町大字室1710番地 3	株式会社光進会介護	平成22年3月1日

熊本県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
太寿園訪問介護事業所 菊池郡大津町大字室1710番地 3	株式会社光進会介護	平成22年3月1日

熊本県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイルケアデイサービスセンター 「はなの丘」 熊本市島崎二丁目26番46号	日本ウイリング株式会社	平成22年4月1日

熊本県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ウイルケアデイサービスセンター 「はなの丘」 熊本市島崎二丁目26番46号	日本ウイリング株式会社	平成22年4月1日

熊本県告示第237号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の休止の届出があった。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	休止年月日
ひろたく調剤薬局 熊本市本荘三丁目1-11	平成22年2月16日

熊本県告示第238号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字京塚4673番1、4673番2、字里4687番4、4687番5、4688番1、4688番2、4689番1、4689番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里4688番2、4689番4
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
 (「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県
 天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第239号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条
 の2の規定により告示する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市宮地岳町字山ノ神4087番、字要413

1 番 2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県
 天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のおり道路
 の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において
 一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 471番4地先から 同町大字井牟田字中浦 1142番1地先まで	前	8.2 ～ 59.6	815.4	旧道移管
				1.2 ～ 11.6	695.8	
			後	8.2 ～ 59.6	815.4	

2 区域を変更する期日 平成22年3月5日

熊本県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のおり道路
 の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において
 一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字外牧字霞鶴 21番2地先から 同町大字錦野字上の平 1003番2地先まで	157.0	単道改 (改築 による 拡幅)

一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字外牧字霞鶴 20番3地先から 同所 20番3地先まで	17.6	単道改 (交差 点改良)
------	-------	---	------	--------------------

2 供用を開始する期日 平成22年3月5日

熊本県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字仏ノ辻 1198番1地先から 同所 1211番地先まで	56.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年3月5日

熊本県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市亀場町亀川字榎木丸 1708番1地先から 同所 1710番3地先まで	前	23.9 ～ 49.0	41.3	交安統 合（歩 道整備）
			後	23.9 ～ 49.9		
一般県道	戸島熊本線	熊本市戸島西四丁目 3151番1地先から 同所	前	11.4 ～ 11.4	26.0	廃道

		3152番1地先まで	後	9.9 ～ 9.9	26.0	
--	--	------------	---	-----------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成22年3月5日

熊本県告示第245号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホーム わっしょい 熊本市新町3丁目6-30 ティステイマンション401号	特定非営利活動法人一新まちづくりの会 熊本市新町三丁目9-16 北村 直登	平成22年3月1日	4320100888	共同生活援助

熊本県告示第246号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町松橋字園田947番1地先から 宇土市新松原町字佐野免24番地先まで
主要地方道	小川嘉島線	上益城郡嘉島町大字上島字森崎塘外2973番地先から 同町大字上島字古塘床2795番2地先まで
主要地方道	熊本嘉島線	熊本市野田三丁目640番1地先から 上益城郡嘉島町大字上仲間字大名塘下782番1地先まで
一般県道	嘉島甲佐線	上益城郡御船町大字豊秋字西原1590番・1591番合併2地先から 同郡甲佐町大字糸田字十年2559番地先まで

2 指定する期日 平成22年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

公 告

熊本県公告第 1 0 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 2 2 年 3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町中土 6 6 0 番地 1
- 2 築造者の氏名 久保敏勝
- 3 道路の位置 玉名市岱明町高道字古閑原 4 0 3 番 5 及び 4 1 4 番 3
- 4 道路の幅員 4 . 0 0 メートルから 4 . 5 0 メートルまで
- 5 道路の延長 4 6 . 0 0 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 2 年 2 月 1 6 日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第 3 8 号

熊本県公告第 1 0 2 号

八代市に事務所を置く八の字土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 2 年 3 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	河合 良夫	八代市北平和町 1 6 4 番地
理事	下山 政勝	八代市北平和町 2 7 3 番地
理事	園原 秀幸	八代市北平和町 3 1 1 番地
理事	川原 秀樹	八代市南平和町 1 1 番地
理事	木下 真一	八代市南平和町 2 0 9 番地
理事	林田 昌明	八代市南平和町 2 2 1 番地
理事	深耕 久喜	八代市鼠蔵町 1 2 8 5 番地
理事	大木 博	八代市鼠蔵町 1 1 7 6 番地
理事	三川 信二	八代市三江湖町 1 5 7 0 番地
理事	葭本 洋一	八代市三江湖町 1 5 7 5 番地
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町 3 4 番地
監事	原 信行	八代市北平和町 1 6 9 番地
監事	吉永 和夫	八代市南平和町 1 2 3 番地
監事	永田 義夫	八代市北原町 5 2 9 番地
監事	山本 富男	八代市葭牟田町 8 3 4 番地
就任		
理事	河合 良夫	八代市北平和町 1 6 4 番地
理事	吉田 友彦	八代市北平和町 1 5 5 番地
理事	園原 一洋	八代市北平和町 3 1 3 番地
理事	里見 悟	八代市南平和町 1 3 5 番地
理事	福田 満広	八代市南平和町 1 1 6 番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町 2 5 6 番地
理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町 1 7 7 9 番地
理事	江嶋 豊	八代市鼠蔵町 1 8 4 4 番地
理事	串山 二博	八代市三江湖町 2 1 5 5 番地 2
理事	中山 誠一	八代市三江湖町 1 5 9 0 番地
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町 3 4 番地
監事	石原 敏政	八代市北平和町 3 0 3 番地
監事	上坂 隆弘	八代市南平和町 2 3 4 番地
監事	添田 敏徳	八代市北原町 6 6 1 番地

監事	橋崎 征武	八代市葭牟田町473番地2
----	-------	---------------

熊本県公告第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字小柳1130番1、同1131番、同1133番1、同1133番2、同1133番3、同1133番4、同1134番、同1135番1、同1135番2、同1136番、同1137番1、同1137番2、同1138番1、同1138番2、同1139番、同1142番、同1143番、同1144番1、同1144番2、同1145番、同1146番、同1147番、同1148番、同1149番、同1150番、同1151番、同1152番、同1153番、同1154番1、同1154番2、同1155番、同1156番、同1157番、同1158番、同1159番、同1160番及び同1161番
47, 519.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字宮園702番地
益城町

熊本県公告第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス桜木店
熊本市花立四丁目1番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年10月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 130平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
駐車場No.1 建物西側 13台
駐車場No.2 建物敷地西側 30台 計 43台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 8台
建物北側 6台 計 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1 午前9時30分から午後10時30分まで
駐車場No.2 午前9時30分から午後10時00分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
駐車場No.1 建物敷地西側 1箇所
駐車場No.2 駐車場東側及び北側 2箇所 計 3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成22年2月19日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課
平成22年3月5日から平成22年7月5日まで

熊本県公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番88
1, 212.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市健軍三丁目48番1号
緒方 トシ

熊本県公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字塚原496番6の一部、同496番7及び同496番9
3, 023.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎698番2
三里木皮膚アレルギークリニック 院長 稲葉葉一

熊本県公告第107号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成22年二級建築士試験を次のように実施する。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成22年7月4日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成22年9月12日（日） 午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市（試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）及び受験要領でお知らせします。）
- 3 受験申込手続
 - (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
ア 受験申込受付期間及び受付時間
 - (ア) 期間 平成22年4月1日（木）から平成22年4月7日（水）まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (2) 受付場所における受験申込
 - ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 熊本県建築士会館2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
 - a 期間 平成22年4月12日（月）から平成22年4月16日（金）まで
 - b 時間 午前10時から午後4時まで
 - (イ) 熊本県八代地域振興局4階中会議室 八代市西片町1660番地
 - a 期間 平成22年4月12日（月）から平成22年4月13日（火）まで
 - b 時間 午前10時から午後4時まで
 - (ウ) 熊本県天草地域振興局第2小会議室 天草市今釜新町3530番地
 - a 期間 平成22年4月12日（月）から平成22年4月13日（火）まで
 - b 時間 午前10時から午後4時まで
 - イ 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、平成20年又は平成21年に行った試験の「学

- 科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込書の受付
 受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付最終日までの消印のあるもので、先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
 (1) 学科の試験
 平成22年8月24日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 (2) 設計製図の試験
 平成22年12月2日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
 (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成22年6月9日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第108号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成22年木造建築士試験を次のように実施する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日及び日程
 (1) 学科の試験
 平成22年7月25日(日) 午前10時から午後5時10分まで
 (2) 設計製図の試験
 平成22年10月10日(日) 午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験地
 熊本市(試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaiec.jp/>)及び受験要領でお知らせします。)
- 3 受験申込手続
 (1) インターネットによる受験申込
 インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 ア 受験申込受付期間及び受付時間
 (ア) 期間 平成22年4月1日(木)から平成22年4月7日(水)まで
 (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 イ 受験申込方法
 財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。
 (2) 受付場所における受験申込
 ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 (ア) 熊本県建築士会館2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
 a 期間 平成22年4月12日(月)から平成22年4月16日(金)まで
 b 時間 午前10時から午後4時まで
 (イ) 熊本県八代地域振興局4階中会議室 八代市西片町1660番地
 a 期間 平成22年4月12日(月)から平成22年4月13日(火)まで
 b 時間 午前10時から午後4時まで
 (ウ) 熊本県天草地域振興局第2小会議室 天草市今釜新町3530番地
 a 期間 平成22年4月12日(月)から平成22年4月13日(火)まで
 b 時間 午前10時から午後4時まで
 イ 「学科の試験」の免除の申請
 「学科の試験」の免除の申請は、平成20年又は平成21年に行った試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込書の受付
 受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得

- ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
平成22年9月7日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成22年12月2日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成22年6月9日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第109号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(地図混乱地域における不動産登記法第14条第1項地図作成のための基準点測量)	平成22年2月25日から 平成22年3月31日まで	熊本市武蔵ヶ丘一丁目、 龍田弓削一丁目、同二丁目、 龍田町弓削の一部の地域

熊本県公告第110号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1386号	液状複合肥料	アミノジューシーN-14	窒素全量：14.0 水溶性りん酸：2.9 水溶性加里：2.0 水溶性苦土：2.9 水溶性ほう素：0.05	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本県熊本市小 山町1846番地	平成25年2月25日

熊本県公告第111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成22年3月5日から10日を経過したときに送付を受けべき者に到達したものとみなす。

平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業福本・富地区の換地処分に係る平成22年1月28日付け農整第9
- 2 4号の換地処分通知書
- 2 送付を受けるべき者
住所不明
宇都見彌次郎
- 3 縦覧に供する書類の要旨
(1) 換地処分通知書
(2) 県営土地改良事業福本・富地区の地区総計表
(3) 各筆換地等明細書
- 4 縦覧期間
1の送付すべき書類は、平成22年3月5日から平成22年3月18日まで菊池市役所で縦覧に供する。
- 5 その他
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は菊池市役所において、その後は熊本県菊池地域振興局（農林部農地整備課）において保管し、2の送付を受けるべき者に交付する。

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員の勤務時間に関する規程及び熊本県当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 熊本県職員の勤務時間に関する規程及び熊本県当直規程の一部を改正する訓令
(熊本県職員の勤務時間に関する規程の一部改正)
- 第1条 熊本県職員の勤務時間に関する規程（昭和36年熊本県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。
第2条中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。
(熊本県当直規程の一部改正)
- 第2条 熊本県当直規程（昭和43年熊本県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項及び第3項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。
- 附 則
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第2号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項及び16の項中

地域振興局 当該地域振興局管内にある地方出先機関（上益城地域振興局土木部を除く。）	地域振興局長
--	--------

を

地域振興局（宇城地域振興局を除く。） 当該地域振興局管内にある地方出先機関（上益城地域振興局土木部及び消防学校を除く。）	地域振興局長 （宇城地域振興局長を除く。）
---	--------------------------

に、「出先機関」を「地方出先機関」に、「

宇城地域振興局 宇城地域振興局管内に ある地方出先機関 中央家畜保健衛生所	宇城地域振興 局長
--	--------------

別表第1第13号の項」を「別表第1第13号」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

登載依頼

熊本県エイズ対策会議公告第1号

平成21年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成22年3月5日

熊本県エイズ対策会議
 健康福祉部長 森 枝 敏 郎

- 1 開催日時
平成22年3月26日（金）
午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市東町四丁目11番2号
熊本県健康センター3階 大研修室
- 3 議題
（1）エイズ等の発生現状について
（2）平成21年度の取組みについて
（3）意見交換
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
（3）会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班
（電話096-333-2240）

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第5号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成22年3月5日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
 委員長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成22年3月17日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成22年2月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

(電話096-333-2240)

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成21年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年3月5日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成22年3月25日(木) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市限府1272-10
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室
- 3 議題
(1) 第5次菊池地域保健医療計画の推進状況について
(2) 救急医療専門部会報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話0968-25-4156)

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成22年3月5日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成22年3月16日(火) 午後2時から4時まで
- 2 場所
宇城市松橋町久具400-1
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第5次宇城地域保健医療計画の変更について
(2) 第5次宇城地域保健医療計画の取組状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局(宇城保健所総務企画課)
(電話0964-32-2416)

熊本近代文学館協議会公告第1号

熊本近代文学館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成22年3月5日

熊本近代文学館協議会

- 1 開催日時
平成22年3月12日(金)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題

- (1) 平成21年事業報告について
 - (2) 平成22年事業計画案について
 - (3) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市出水2丁目5番1号
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課総務企画係）
（電話 096-384-5000）

熊本県内水面漁場管理委員会指示第191号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川におけるハマグリの採捕について次のとおり指示する。

ただし、熊本県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成22年3月5日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

- 1 指示内容
右岸玉名市滑石、左岸玉名市大浜町の新大浜橋上流端の上流1,000mから下流の内共第1号共同漁業権漁場内では、ハマグリを採捕してはならない。
ただし、11月1日から翌年3月31日までは、殻長35mmを超えるハマグリを除く。
- 2 指示の有効期間
平成22年3月5日から平成23年3月4日まで